

2019.09.02

PL レポート(製品安全) <2019 No.6>

■「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行し、製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス

○家電製品 PL センターが 2018 年度年次報告書を公表

(2019 年 6 月 17 日 一般財団法人家電製品協会家電製品 PL センター)

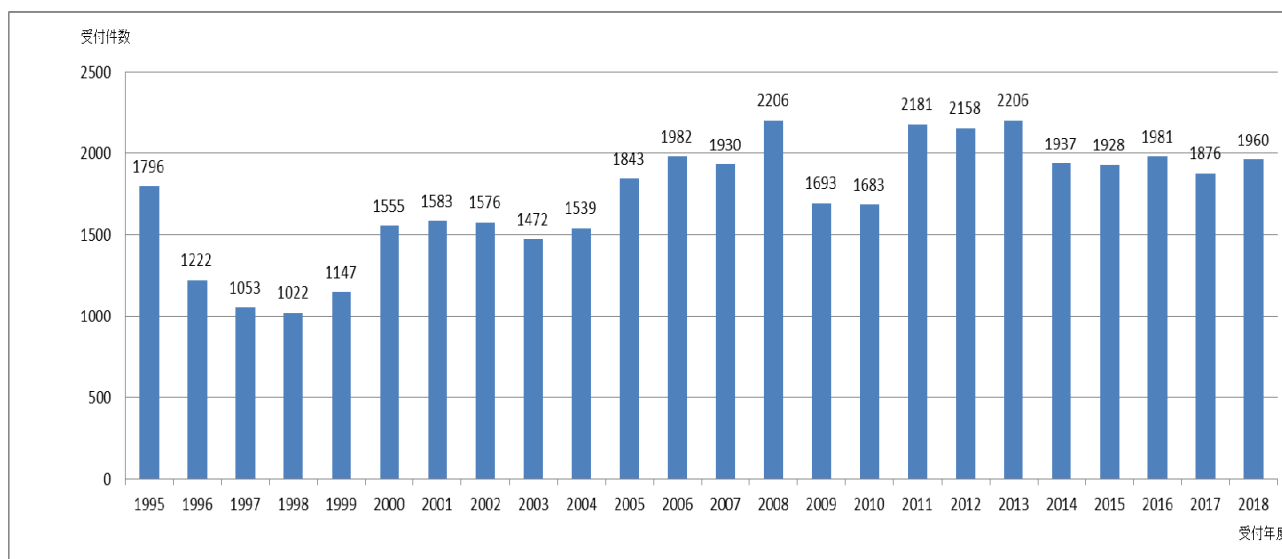
一般財団法人家電製品協会家電製品 PL センター (※1) は 6 月 17 日、「2018 年度家電製品 PL センター年次報告書」を公表しました。

本報告書の概要は次のとおりです。

■相談等総受付件数 (※2)

2018 年度の相談等総受付件数は、1,960 件で前年比 105%と増加しました。相談総受付件数は、2014 年度以降 2000 件弱で推移しています。(表 1 参照)

表 1 家電製品 PL センター相談等総受付件数推移



2018 年度家電製品 PL センター年次報告書をもとに弊社作成

■損害事故相談受付件数 (※3)

損害事故相談受付件数は、洗濯機が 3 年連続で 1 位となり、前年比でも 125%と増加しました。その他に、掃除機、冷蔵庫、ヘアドライヤー等の白物家電の件数が増えています。(表 2 参照)

表 2 損害事故相談受付件数（2018 年度の上位 10 位の製品）

	製品名	受付件数	前年比
1 位	洗濯機	30	125%
2 位	掃除機	22	200%
3 位	ルームエアコン	19	86%
4 位	冷蔵庫	19	190%
5 位	テレビ	15	83%
6 位	ヘアドライヤー	12	171%
7 位	電子レンジ	11	110%
8 位	充電器	10	63%
9 位	携帯電話	9	60%
10 位	電気ストーブ	6	46%

出典：2018 年度家電製品 PL センター年次報告書

人口 100 万人あたりの受付件数は、全国計で 15.5 件となっています。家電製品 PL センターの相談受付に至る要因は様々ですが、家電の市場普及率から考えても、本報告書のデータは氷山の一角といえるでしょう。ただ、中長期的な視点で見れば、一定の傾向を掴むことができることから、関連する製品のリスク低減に向けてこのような情報を活用していくことも可能といえるでしょう。事業者においては、自社情報のみならず、同センターや消費者団体等、さまざまな組織・団体等との情報連携を積極的に進め、製品不具合・事故削減に向けた対策を実施することが望まれます。

- ※1 一般財団法人家電製品協会家電製品 PL センター：法務大臣の認証を受けた裁判外紛争解決（ADR）機関。家電製品による事故や品質、安全性等の相談、家電製品の事故による一般消費者と製造業者等の紛争の助言、斡旋手続や裁定手続により、紛争解決をサポートする。
- ※2 相談等総受付件数：損害事故相談受付件数、一般相談、斡旋案件の合計。
- ※3 損害事故相談受付件数：拡大損害事故相談（※4）、非拡大損害事故相談（※5）の合計。
- ※4 拡大損害事故相談：家電製品が原因と思われ、生命や身体財産等への被害が生じた事故に係る相談。
- ※5 非拡大損害事故相談：家電製品が原因と思われる事故であって、拡大損害が生じなかった事故に係る相談。

出所：2018 年度家電製品 PL センター年次報告書

https://www.aeha.or.jp/plc/houkoku/pdf/nenji_2018.pdf

海外トピックス

○フロリダ州最高裁、7 か月前の判断を一転させ「Daubert 基準」を採用

(2019 年 5 月 23 日 米国フロリダ州最高裁)

フロリダ州最高裁は 5 月 23 日、専門家証言の適格性の基準について、「科学界において一般に受け入れられているか」によって専門家証言の許容性を判断する「Frye 基準」に拠るという立場^(※1)を一転させ、より厳格な「Daubert 基準」の採用を決定しました^(※2)。

フロリダ州では、最高裁が裁判手続きに関する規則の制定権を有しているため、いずれの基準によって専門家証言の適格性を判断するかについて、州議会と州最高裁を巻き込んだ混乱が続いていました。

フロリダ州議会は 2013 年に「Daubert 基準」を盛り込む形で証拠法の改正を行いました。すでに連邦および約 3 分の 2 の州の裁判所がこの基準を採用しており、フロリダ州議会の法改正はこうした動きに追随するものでした。ところが、州最高裁は 2017 年、違憲の疑いを根拠に「Daubert 基準」の採用を拒否する決定を出します。その上で 2018 年 10 月、アスベストによる健康被害について争われた *DeLisle v. Crane* 判決において、「Daubert 基準」ではなく旧来の「Frye 基準」に拠った判断を示しました。

こうした背景の下、今回の州最高裁の決定では、「Daubert 基準」は州憲法に反するという 2017 年以來の判断が撤回されました。その上で、フロリダ州の裁判所が連邦や他州の裁判所と同一の基準を用いることで、「専門家証言の取扱いが一貫し、もって司法制度の公平性と予見性が促進されるとともに、フォーラムショッピング（裁判地漁り、自己に有利なルールが採用されている裁判所で訴訟を提起すること）を抑止できる」という考えが示されました。

このように判断が覆った理由としては、州最高裁の裁判官の交代が考えられます。昨年 10 月の判決の後、「Daubert 基準」を否定した裁判官 3 人が退職する一方で、新任の裁判官 2 人が今回、同基準の支持に回っています。

今回紹介した専門家証言の適格性の基準を巡る混乱は、以前から続くフロリダ州の司法制度の不安定さの一端を示すものです。このことは ATRA（アメリカ不法行為改革協会）が毎年発行する *Judicial Hellholes Report* においても指摘され、同レポートにおいて、フロリダ州は訴訟当事者に酷な環境の州として、2017-2018 年版で 1 位、最新の 2018-2019 年版でも 2 位に位置づけられています。

万一、フロリダ州での民事訴訟に巻き込まれた際は、こうした事情を念頭においた上で訴訟戦略を考える必要があるといえます。

※1 Frye 基準に拠った昨年 10 月の判決内容および米国における専門家証言の適格性の基準を巡る経緯については、PL レポート（製品安全）＜2018 No.9＞をご参照ください。

https://www.irric.co.jp/pdf/risk_info/pl/2018_09.pdf

※2 Daubert 基準では以下の観点から専門家証言の適格性の判断を行います。

- ・その理論や技術は実証されているか。
- ・その理論や技術は学会の査読を受け、公表されているか。
- ・裁判所はその理論や技術の錯誤率や、適用に関わる支配的な基準を確認しているか。
- ・その理論や技術は科学界において一般的に受け入れられているか。

出所：2019 年 5 月 23 日のフロリダ州最高裁の決定

<https://cases.justia.com/florida/supreme-court/2019-sc19-107.pdf?ts=1558623702>

○EU が市場監視の強化を目的とした新しい規則を公布、2021 年 7 月より適用

(2019 年 6 月 25 日 欧州委員会)

EU 域内で流通する製品に対する監視強化を目的とした「市場監視規則」(Regulation (EU) 2019/1020 on market surveillance and compliance of products 以下「本規則」) が 6 月 25 日、EU 官報に掲載されました。若干の規定を除き、2021 年 7 月 16 日より施行されます。

本規則の目的は、製品等に関する EU の各種規則の遵守を促し、その実効性を高めることで、EU 市場の信頼性を向上させることにあります。EU 域内においてインターネット販売などを通じて EU の基準を満たさない商品の流通が増えている結果、消費者の安全が脅かされているという状況を受けたものといえます。

規定される内容は多岐にわたりますが、以下ポイントを絞ってご紹介いたします。

1. 対象となる製品等

本規則は、食品や医薬品などを除く、幅広い製品等を対象とします。一例として、以下の規則が規定する製品等に適用されます。

- 機械指令
- バッテリー指令
- 玩具安全指令
- 自動車等に関する規則
- 医療機器等に関する規則
- REACH 規則
- RoHS 指令
- 化粧品に関する規則
- 洗剤に関する規則 など

2. 事業者求められる対応

(1) 事業者の義務

EU 域内に製品等を流通させるにあたり、事業者（当該製品の製造者、輸入者、またはそれに代わって責任を果たす者）は EU 内に拠点を設けるとともに、以下の義務を果たすことが求められます。

- 関連規則への適合証明書類を備えること
- 市場監視にあたる機関に協力すること
- 取扱製品の安全に疑いが生じた場合は市場監視機関に通知すること

(2) EU 域外のインターネット販売事業者に特に課される義務

従来、EU 域外の事業者がインターネットを通じて EU 域内の消費者に対して製品を販売する場合、販売する事業者はその取扱製品が EU の基準に合致しているかについて責任を負わず、適合しないことに対する罰則もありませんでした。

本規則の下では、EU 域外のインターネット販売事業者は、EU 域内に代理人を置くか、フルフィルメント（通信販売や EC サイトで商品が注文されてから顧客に届くまでに必要な一連の業務（入荷管理、商品の保管、受注処理、ピッキング、梱包、配送など）を代行する事業者のこと）を責任主体とすることが求められます。これに従わない事業者は EU 域内の消費者に対して製品を販売することができなくなります。

3. 市場監視機関の権限強化等

(1) 市場監視機関の権限強化

市場監視の実効性確保のため、EU 各国で市場監視にあたる機関には、より強力な権限が与えられます。具体的には、事業者に対し関連規則への適合を証する文書の提出を求めたり、施設への立ち入り検査やサンプルの提出を要求する権限を持つことになります。また、違反する事業者に対しては罰則を科し、不適合製品のインターネット上での販売を禁じる権限も付与されます。

(2) 市場監視機関と税関当局の連携

危険な製品が EU 域内に流通するのを水際で防ぐため、市場監視機関は税関当局に対し、EU 規則に適合していない疑いがある製品に関する情報（製品の種類、取扱事業者の個人情報）を提供することになります。このルール of の具体的な運用方法については、今後、欧州議会において定められる見通しです。

本規則の下で、従前にも増して EU 関連規則の適用が厳格化されることが想定されます。事業者としては、実際の運用に関わる情報を収集しつつ、早期に対応を進めることが求められるといえます。

出所：Regulation (EU) 2019/1020 英語版

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R1020&from=EN>

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLD)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2019